

官報

号外

平成五年十一月十二日

第百二十八回 衆議院會議録 第九号

平成五年十一月十二日(金曜日)

議事日程 第八号

平成五年十一月十二日

午後一時開議

- 第一 心身障害者対策基本法の一部を改正する法律案(厚生委員長提出)
- 第二 保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案(参議院提出)

○本日の会議に付した案件

- 日程第一 心身障害者対策基本法の一部を改正する法律案(厚生委員長提出)
- 日程第二 保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案(参議院提出)
- 畑農林水産大臣の帰国報告についての発言及び質疑

午後一時四分開議

○議長(土井たか子君) これより会議を開きます。

○議長(土井たか子君) 日程第一は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

日程第一 心身障害者対策基本法の一部を改正する法律案(厚生委員長提出)

日程第二 保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案(参議院提出)

○議長(土井たか子君) 日程第一、心身障害者対策基本法の一部を改正する法律案、日程第二、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案、右兩案を一括して議題といたします。

委員長の趣旨弁明及び報告を求めます。厚生委員長加藤万吉さん。

心身障害者対策基本法の一部を改正する法律案
保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案
及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔加藤万吉君登壇〕

○加藤万吉君 ただいま議題となりました心身障

平成五年十一月十二日 衆議院會議録第九号 心身障害者対策基本法の一部を改正する法律案外一案

害者対策基本法の一部を改正する法律案について、趣旨弁明を申し上げますとともに、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案について、厚生委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、心身障害者対策基本法の一部を改正する法律案について申し上げます。

「国連障害者の十年」に引き続き、本年から「アジア太平洋障害者の十年」が発足することとされ、政府においても、新たな「障害者対策に関する長期計画」を策定し、これまでの理念及び目標を受け継ぎながら、新たな時代のニーズにも対応できるように積極的に取り組んでいくこととしております。

しかしながら、障害者の完全参加と平等を目指すためには、今後とも引き続き施策の一層の充実強化が求められております。

本案は、このような障害者を取り巻く社会経済情勢の変化等に対応すべく、心身障害者対策基本法を大幅に改正することとし、障害者のための施策を総合的かつ計画的に推進するための措置を講じようとするもので、自由民主党・自由国民会議、日本社会党・護憲民主連合、新生党・改革連合、公明党、さきがけ日本新党、民社党・新党クラブ、日本共産党の七党派間の合意に基づき、起草案を得、十一月九日の厚生委員会において、これを成案とし、全会一致をもって厚生委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

その主な内容は、

- 第一に、法律の題名を障害者基本法に改めるとともに、障害者の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを法律の目的とすること。
- 第二に、法律の対象となる者の名称を「障害者」に改めるとともに、身体障害、精神薄弱または精神障害が法律の対象であることを明定すること。
- 第三に、基本的理念として、「すべて障害者は、社会を構成する一員としてあらゆる分野の活動に

参加する機会を与えられるものとする」を加えること。

第四に、十二月九日を「障害者の日」とすること。

第五に、政府は、障害者基本計画を策定するとともに、都道府県及び市町村も同様の計画を策定するよう努めること。

第六に、政府は、毎年、国会に、障害者の施策の概況に関する報告書を提出すること。

第七に、国及び地方公共団体は、障害者の医療、施設への入所、在宅障害者への支援及び雇用の促進等について、必要な施策を講ずること。

第八に、中央協議会の委員を、障害者及び障害者福祉事業の従事者のうちからも任命すること。

第九に、この法律は、公布の日から施行すること。

ただし、施策推進協議会及び基本計画等に関する規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内を政令で定める日から施行すること。

その他所要の経過措置を設けるとともに、関係法律について所要の改正を行うこと。

以上が、本案の趣旨及び内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案について申し上げます。

我が国における人口の高齢化及び保健指導業務の多様化等に伴い、地域保健指導の重要性がますます高まり、保健婦の活動領域が一層拡大していること等にかんがみ、男子についても保健士の名称を用いて保健指導に従事することができるよう、当該法律の保健婦に関する規定を準用しようとするものであります。

本案は、参議院提出によるものであり、十一月五日日本委員会に付託され、同月九日参議院厚生委員長から提案理由の説明を聴取した後、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) これより採決に入ります。まず、日程第一につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

次に、日程第二につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

国務大臣の発言(帰国報告について)

○議長(土井たか子君) 農林水産大臣から、帰国報告について発言を求められております。これを許します。農林水産大臣畑英次郎さん。

〔国務大臣畑英次郎君登壇〕

○国務大臣(畑英次郎君) 私の欧州訪問について御報告を申し上げます。

ガット・ウルグアイ・ラウンドは、十二月十五日までの終結を目指して最終局面を迎えており、農業分野における米・EC間のブレアハウス合意や包括的関税化の例外問題を含めたダンケル合意案の修正に係る本格的交渉が行われようとしております。

私は、こうした情勢を踏まえ、欧州を訪問して交渉の第一線の状況を直接把握するとともに、ガット事務局長やECの農業担当委員等とウルグ

アイ・ラウンド農業交渉について意見交換を行うため、十一月一日に日本を出発し、ジュネーブに続いてブラッセルに行き、十一月五日に帰国いたしました。

まず、十一月二日、ジュネーブにおいて、十一月一日の貿易交渉委員会の状況を含め、最近のウルグアイ・ラウンド交渉の状況を在ジュネーブ日本政府代表部大使より聴取するとともに、サザerland・ガット事務局長と会談をいたしました。

会談では、サザerland事務局長より、十二月十五日の交渉期限が迫り、各国とも交渉を成功裏に終結させるため決断しなければならぬ時期が来っており、日本も包括的関税化の受け入れについて国内説得に努め、ウルグアイ・ラウンドの成功に寄与してほしい旨述べられました。これに対し、私からは、ダンケル合意案における輸出国と輸入国との取り扱いの不公平を指摘しつつ、我が国が包括的関税化の受け入れが困難な事情を説明するとともに、交渉の最終段階に臨む我が国の立場を再度明確に伝え、これを十分尊重した交渉運営を図るよう念押しをさせていただいたところでございます。

次に、十一月三日、ブラッセルにおいて、在EC日本政府代表部大使より最近の米・EC交渉の状況等を聴取するとともに、シュタイヘンEC農業担当委員及びECの議長国であるベルギーのブルジョワ中小企業・農業大臣と会談をいたしました。

会談では、農政の責任者同士という立場から農政改革など農業をめぐる諸問題につき意見交換をするのと同時に、ウルグアイ・ラウンド農業交渉に臨む我が国の立場への理解を求めてまいったところ

でございます。

農業分野における交渉においては、多くの国が包括的関税化には一切例外を認めないとの強い態度を崩しておらず、厳しい状況にあると認識しておりますが、これらの会談を通じ、私より、それぞれ立場の違いはあっても互いの利害関係を尊重し合って、相互に受け入れ可能な解決策をとるべきであることについて理解を得るべく、る説明をしてきたところであり、包括的関税化は受け入れられないとする我が国の立場及びその背景事情についての関係者の理解は深まったものと考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、今後とも、これまでの基本的方針のもとに、食糧輸入国としての立場が交渉結果に十分反映されるよう引き続き最善を尽くしてまいりたいと考えておるところでございます。

以上をもって御報告を終わります。(拍手)

国務大臣の発言(帰国報告について)に対する質疑

質疑

○議長(土井たか子君) ただいまの発言に対して質疑の通告があります。順次これを許します。柳沢伯夫さん。

〔柳沢伯夫君登壇〕

○柳沢伯夫君 私は、自由民主党を代表し、ただいま行われました畑農林水産大臣の訪欧報告に関連して、いよいよ大詰めを迎えたガット農業交渉につきまして、政府の最高責任者である細川総理にその見解をただしたいと思います。

細川総理は就任以来、ガット農業交渉、殊に米

をめぐる交渉に臨む政府の姿勢や方針につきまして、あるときはみずから進んで、あるときは他から求められて、たびたび御見解を明らかにされてきました。そのエッセンスはおおむね、交渉を成功させなければならないという我が国の基本方針、農業については各国ともに困難な問題を抱えているという現状認識、そして、米については国会の決議もあり、国内自給を基本として交渉に当たるといふ交渉の現況報告のような言葉を組み合わせたものであります。この限りでは基本的に、我が党が政権にあった時代と同じ立場に立っている、同じ見解を表明されているように見受けられます。

しかし、交渉の最終段階が迫っている時期でもありますので、この際、いさし立ち入って総理のお考えをお伺いし、細川政権が交渉をどう決着させようとしているか、何を守るべきと考え、何を譲ることやむなしと考えているかを、国民の前に明らかにしていただきたいと考えるのであります。

そのため、以下幾つかの点を挙げ、これまでの交渉において私ども自民党が行ってきた主張を申し述べ、総理の見解をただし、その対比のうちに細川政権の考え方が明らかになればと考えております。

その一は、農産物の貿易のあり方についての基本的な考え方です。

私どもは、食糧は直接人間の生存と結びついており、工業製品やサービスのようには本質とするものとは根本的に違ふ、だから、食糧自給率であるとか食糧の安全保障であるとかは、国際社会がお互いに尊重し合うのが当然だと主張してま

いりました。そして、この主張の背景には、言うまでもなく、世界の人口と食糧の将来が必ずしも樂觀できるものではないという予測も念頭に置いていたのであります。

私どもはまた、食糧の生産がその国の社会や文化と深く結びついており、さらに国土保全や環境との関係も看過できない、このことも強く指摘してまいりました。殊に環境との関連では、欧州などで、粗放農業など生産性の引き上げに一定の制約を設けようという動きさえ出てきており、そうした時代に、専ら生産性を競い合うことをもって善とする自由貿易主義が本当に農業の国際関係を律するに有効、適切な準則たり得るのか、こういう疑問も提起してまいりました。そして、これらの主張は、交渉の節々に出された文書の上でも、農産物貿易における非貿易的関心事項として尊重されてまいりました。

ところで、このような我が党の主張について総理はどのように考えておられるのか。

総理が著された書物「責任ある変革」には、要旨、自由貿易のルールを受け入れるべきだ、輸入農産物に負けないような生産性の高い農業は可能だとの主張が記されております。私どもも新農政を打ち出し、国内の他の産業部門に負けない所得と労働時間の農業の実現を目指しております。しかし、それにしても、総理の主張は余りにも大胆、性急に過ぎ、何よりも農業の持つ多面性への顧慮が全く欠落していることを見逃すわけにはまいりません。

総理の農産物貿易のあり方についての基本認識がこのようなものであるとするならば、交渉の結果は、自民党がこれまで努力を積み重ねてきた、

この努力の積み重ねの効果を一挙に無にしてしまふのではないかと危惧せざるを得ません。改めて総理の見解を明らかにしていただきたいのであります。

二つは、ガット農業交渉における対称性あるいは公平性の問題です。交渉では、輸出補助金の削減は二割ちょっと、逆に言えば入割近くも存続を認める方向にありますが、他方、輸入制限措置は例外なく関税化しようというものであります。

そもそも今回の交渉は、食糧の輸出国が、あるいは他の輸出国との競争に敗れ、あるいは国内生産を補助金で刺激し過ぎた結果、大量の余剰在庫を抱え、それを補助金をつけることまでして他国に輸出するという、ゆがんだ輸出競争を是正するために始まったものであります。貿易をゆがめた元凶は輸出補助金であるというのは、この経緯を知っている者ならばだれでも理解しているところであります。

そもそも補助金つきの輸入農産物は、輸入国の農民を不当に厳しい競争状況に置くものであり、許されぬものだとする反省の声は、輸出国の有識者からさえ上がっており、おるのであります。

また、我が国が国際経済社会へ戦後復帰したときの経験でも、真っ先に取り組まされたのは輸出への補助、税制上の優遇措置の撤廃でありました。輸入国としての義務は、その後順次履行されていったと記憶しているものであります。

私ども自民党は、こうした実情から、輸出補助金の削減と、輸入制限を関税化してその税率の引き下げを行うことの二つを、あたかも対称的な義務であるかのように取り扱うことは、問題の重要性を故意に誤るものと拒否してまいりました。

細川総理は、今回の農業交渉における輸出国と輸入国の負うべき義務のバランスについてどのような認識しておられるか、お考えを示されたいのであります。

三つは、関税化ということの意味あるいは評価の問題です。

昨年秋訪日したダンケル元ガット事務局長も、さらに最近来日したサザランド新事務局長も、異口同音にこう言いました。「関税化は、現在行われている輸入制限措置を関税に置きかえるだけだ。関税を新しい保護措置として機能させるのだから、全く心配は要らない。」こう言って私どもを説得しようと試みました。

これに対する私の言分は、こうでした。「なるほど、あなたの説明はその限りでは理解できないわけではない。しかし、制度というものは一たんで上がれば、立法者の意思からは独立してひとり歩きをする。我が国の場合はこれまで、ガットで約束したことを随分前倒しさせられてきた。農産物についての事情も同じで、農民はそのことをよく知っている。だから、関税化は保護の継続だといっても、農民はとても説得される状況にはない。」こう私どもは言ったものであります。

総理、総理に対してもサザランド事務局長は、関税化について恐らくこうした説明をしたのではないでしようか。総理は、サザランド氏の説明と我々自民党の言分とのどちらが説得力を持つとお考えでしようか。

四つ目は、いわゆる所得補償をめぐる問題です。ガットは、今回の交渉で、国内の農業政策に対しても厳しい制約を設けようとしております。こ

のこともあって、私は、先ほど総理の著書が提唱する農業構造政策の現実性に疑問を呈したのですが、実際、この制約は、我が国のように農業構造の転換がおくれた国にとっては、深刻な問題になりかねない指摘をしておきたいのであります。そういう中で、ガットがやってよろしいと背番号を出しているのは、生産と関係させない、生産から切り離された所得補償の制度であります。先般、小沢一郎議員がこれに触れた発言をしたと新聞が報道し、私どもを少なからずびっくりさせました。

第一、今申したとおり、私どもの認識では、ガットの交渉は、関税が保護措置として有効に機能するかどうかめぐって議論が行われている真っ最中であるということであります。それをいきなり、関税がゼロになったときはその分所得補償で保護するのだと言われたのです。これでは、まさしく何をか言わんやであり、農民からすれば、関税の効用など語るに落ちたということにならざるを得ません。

第二に、小沢議員は、一トン二十万円で八百万トン分、一兆六千億円を所得補償すればよいと言われたようです。話をわかりやすくするために、数量を八百万トンではなく、常識的な数字の一万トンにしましょう。二兆円です。そもそも、我が国の米市場は、流通経費込みで三兆円でありますから、小沢構想によれば、農家の補助金が二兆円、したがって、経済取引分、通常の分は一兆円となるでしょう。経済行為として一兆円足らずの農産物をつくる農家に対して、二兆円もの補助金を支給するというのです。言うのは簡単ですが、

そのようなことが国民の理解を得て永続的な制度になり得るでしょうか。

私どもは、もともと、兼業農家がたくさんいる我が国の米農家に国民の納得を得られる所得補償を行うことは極めて難しい問題だと考えてきました。

そして、現に所得補償を実施しているECの場合は、これが国際的な資金移動だから可能になっているように思います。アイルランドの農民が所得補償を受けていることについて、アイルランドの非農民が黙っているのは、そのお金が外国から来ているからではないだろうか。それがもし自分たちの払っている税金だけから成っているとすれば、現在のように平穩に実施されるかは、かなり疑問ではないでしょうか。

所得補償を頼みに市場開放を断行すべしとする小沢発言について、総理のお考えはいかがなのでしょう。

最後のくだりであります。

私は、ここで、かつてどこかで目にした外交について二つの格言を思い出しております。

一つは、すべての外交、なかなか経済交渉は、国益ゲームであるということです。得るものを得るためには、譲ることも必要でしょう。その場合、総理は、縦割り行政にとらわれずに済む立場におられるわけですが、それゆえにこそ、農業部門にはこのガット交渉で得るものは何もないこと、したがって、農業で譲れば、それはすなわちその分農業が他の部門の犠牲になるものであることを厳しく御認識願いたいということであります。

二つは、文化摩擦と言われるものが絡む外交交

渉には、永久に解は存在しない、解は不存在であるというものであります。農業交渉も、さきに述べたとおり、文化摩擦の面を持つことを否認できません。その交渉に当たって、これに解があるのかのように錯覚して臨むことは極めて危険だと指摘せざるを得ないのであります。

以上を踏まえて、私は、総理にぜひ、こころの賢明な御判断を期待したいと思っております。

そして最後に、その御判断が万が一、国会決議に反することになった場合、総理は、御自身にどのような責任が生じるとお考えでしょうか。その点をお伺いして、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣細川護国公卿登壇〕

○内閣総理大臣(細川護国公卿) 農産物は工業製品とは違って単純にガットの貿易ルールに合わせることは無理があると考えるがどうか、こういうお尋ねでございましたが、申すまでもなく、農業は他の経済活動とは違って、食糧の生産とともに、国土・環境の保全あるいはまた地域経済の維持など多面的な役割を担っているものでございますし、天候に左右されやすいという特殊性もございますから、我が国は、ラウンドの交渉におきましても、このような非貿易的な関心事項や農業の持つ特殊性というものが適切に考慮されるように従来から主張を続けてきているところでございます。

それから、農産物の関税は、自由化、市場の開放につながるものと考えてどうか、こういうお尋ねもございましたが、我が国はこれまで、農産物の包括的な関税化は受け入れられないという方針のもとに交渉してきているところでございまして、食糧の輸入国としての我が国の立場が交渉

結果に反映されるように、引き続き努力をしてまいりたいと思っております。

次に、我が国は、ウルグアイ・ラウンド交渉におきまして、輸出補助金と輸入措置の取り扱いが不公平と主張しているけれども、公平な取り扱いとはどのようなものか、どのような姿か、こういう趣旨のお尋ねであったかと思いますが、申すまでもなく、我が国は、世界最大の農産物の純輸入国として、世界の農業貿易の安定と発展に貢献をしてきているところでございます。輸入国の立場から見ますと、現在のダンケル合意案の農業部分につきましては、輸出補助金の一定割合の削減に比べて、国境措置につきましては特に包括的な関税化の考え方が示されていることなど、種々の問題を含んでいるものと考えておりますし、まさに我が国はそのような立場を主張しているところでございまして、ラウンドの交渉におきまして適切に配慮がなされるべきである、このように考えているところでございます。

生産活動と切り離した所得補償について見解を問うということでもございましたが、御指摘の点につきましては、小沢さんの御発言についてでございますが、個人としての御発言でございますし、御本人から直接話を伺ってもおりませんので、的確なことを申し上げることはできませんが、いずれにいたしましても、政府におきましては、再三申し上げておりますように、米につきましては、従来から申し上げておりますとおり、国会の決議を踏まえて従来の基本方針のもとで対処してまいりたい、こういうことを申し上げているところでございまして、

なお、お尋ねのような直接的な所得補償措置、

いわゆるデカップリングの問題につきましては、これが本場に地域全体の活性化や定住の促進に資することになるのかどうか、あるいはまたそれが国民的な合意を得られるかどうか、そういった問題もございまして、今後、構造政策の達成の状況なりあるいは国民の合意の形成状況などを踏まえて、引き続き検討していくことが必要であると思っております。

それから次に、生産性の向上によって国境措置は不要とする論点の真意は何かなるものか、こういう趣旨であったかと思いますが、農業が、先ほども申しましたように、食糧の安定供給を初め国土や自然環境の保全あるいは余暇空間の提供といった多面的な機能を有していることは改めて申すまでもございません。農業の活性化のために、経営規模の拡大あるいは生産基盤の整備、技術革新などによって生産性の向上に一層前向きに取り組んでいく必要があると思っております。しかし、我が国の農業は、アメリカやECと比べて国土の条件あるいは地価が高いといったような、農業内部の努力だけでは解決できない制約要因も抱えておりますし、可能な限り効率的な農業を展開することを主眼としながらも、一定の国境措置と国内農業政策が必要であると考えているところでございます。

いずれにしても、米につきましては、繰り返しになりますが、従来の方針のもとで対処してまいりたいというところでございます。それから、国会決議に反する裁断をした場合にどういう責任が生じると考えているか、こういう趣旨のお尋ねでございますが、その重要性にかんがみまして、あくまでも国会決議の趣旨を体し

て、国内産で自給するという基本方針のもとで対処しているところをごいまして、ぜひともその点について御理解をいただきたい、このように思っております。

残余のお尋ねにつきましては、関係大臣から御答弁をいたします。(拍手)

〔国務大臣畑次郎君登壇〕

○国務大臣(畑次郎君) 最終段階を迎えましたウルグアイ・ラウンドの問題につきましては御質問に対し、ただいま細川総理から具体的に御答弁を申し上げたところでございます。

私の立場にございまして、従来の包括的関税化は受け入れをできない、この大きな基本方針を念頭に置きまして、これからも情熱を傾けて取り組んでまいりたい、かように考えております。(拍手)

○議長(土井たか子君) 辻一彦さん。

〔辻一彦君登壇〕

○辻一彦君 私は、新生党・改革連合、公明党、さきがけ日本新党、民社党・新党クラブの同意を得て、日本社会党・護憲民主連合を代表して、ただいま行われました畑農林水産大臣の訪欧報告に関連して、ガット・ウルグアイ・ラウンド、米の需給問題について伺います。

米決議については多くの経緯がありました、本日の米についての総理答弁は、国会決議と同じ重みを持つと思しますので、明快な答弁を望みます。

私は、超党派議員団の団長として、四名の皆さんとともに、さきの畑農林水産大臣の訪欧に引き続き、国会の三度にわたる決議を踏まえ、米関税

化、自由化を受け入れないという固い決意を伝えるため、去る十一月八日にガットのサザラウンド事務局長を訪れました。

私は、我が国の水田農業が、国土保全、環境保全、日本の歴史と文化からその果たす役割の重要性を力説しました。特に、日本の農産物輸入は世界最大で五百五十五億ドル、対米百七十八億ドルとなり、反面、我が国の食糧自給率は、穀物ベースで二九%と激減し、サミット参加国、人口一億以上の国で最低となっております。この上も米を関税化すれば、自給率は二〇%を切りかねません。一億二千万の人口を持つ我が国が、食糧安全保障の観点から、自由化につながる関税化を受け入れないことは、主権国家として当然であること強く申し入れました。

また、今日、世界の農産物貿易をゆがめる最大のもの、輸出補助金であります。当初全廃を目指したアメリカが、米・ECブレアハウス合意で二一%削減、それは輸出補助金の七九%を残すという妥協の道を選んだのであります。ところが、もう一つの重要な柱である関税化では一切の例外を認めないと主張するが、これは余りにも輸出国中心の考えで、輸入国との公平を欠いたものと言わなくてはなりません。ウルグアイ・ラウンド成功のためには、輸入国の意見を入れ、例外なき関税化の修正に迫るよう強く申し入れました。

また、アメリカ、EC、オーストラリアの大公使にも同様のことを申し入れてきました。今、我が国では、多くの農民が、百年に一度という大凶作と米の緊急輸入に続き、これを機会に米が自由化になるのではないかと大きな不安を持っております。多くの消費者、国民も、自給率

の低下と輸入食糧の安全性に不安を持って、今日の総理答弁を見守っております。過去三回の国会決議を踏まえ、あくまでも例外なき関税化を受け入れることはできない、米関税化に例外を求め、これを貫徹すべきであると思っておりますが、総理、外務大臣、農林水産大臣の決意を伺います。

最近、米関税化について日米合意案なるものがマスコミを通して流れていますが、そのような提案が合意案が日米いずれかにあつたのかどうか、総理、明らかにしていただきたい。

今日、ガットを初め内外から、米のミニマムアクセスと高関税により米自給率は九五%を守れていますが、これは誤りであります。言われるような六〇〇から七〇〇%の高関税を我が国が米にかけたとして、貿易立国の我が国が、そのような世界に例のない高関税を維持することはできないわけがありません。国際的な非難の中で下げざるを得ず、それは自由化につながることは、牛肉、オレンジの例からも明らかであります。総理は、高関税化で米の自給が守れるという考えについて、どのような認識を持っておられるかを伺いたいと思ひます。

日本経済新聞で伝えられました、総理は、皆が渡れば例外なき関税化の橋を渡らざるを得ないとも受け取れるような発言がありました、その真意はどこにあるのかを伺いたい。

総理は来るべきAPECの日米首脳会議で、米についての譲歩提案を行うのではないかと推測が流れておりますが、日米会談はどう対処されるつもりかを明らかにしていただきたい。

化、自由化を認めないという重要な一環があります。これは連立政権の基本であります。これがもしほごになったとき、連立政権の命運にかかわるものと思ひますが、この点、総理はどう認識されているかを伺ひたい。

過去、水田の三分の一を減反しながら、大凶作とはいえ今日のような大量の米輸入に追い込まれたことは、備蓄政策を軽視した前政権の失敗と言わざるを得ません。この苦い経験を参考に、今後、減反緩和を三年間は継続するとともに、備蓄を含めた米の安定供給についてどのように考えられておられるのか、また、三年後の在庫と備蓄はどの程度になると見ているかを明らかにしていただきたい。

今回の未曾有の凶作により、二百万トンの米が不足する中で、米緊急輸入のやむなきに至り、これは米自由化とは別次元ではあるが、今回の米の輸入量はどの程度になると見ているのか。また、確保できるのか。また、大量の米輸入の中で、精白米の長時間にわたる輸送のため、ポストハーベスによる安全性への懸念が国民の間に強まっております。これへの対処をどう考えているか、伺ひたい。

今、米の貿易量は千三百万トンぐらいと言われております。我が国が二百万トン近い米を国際市場で買い付けるとき、米の国際価格の上昇は避けられません。外貨手持ちの少ない発展途上国が米を買えなくなる心配があります。そのとき、新たな我が国に対する非難が国際的に起こる可能性があります。この点から考えても、米自給のできる我が国が、自分の国で必要な米は自分の手でつくり、世界に迷惑をかけないようにする、自給の方

針を貫くべきと思うが、総理の見解をお伺いしたい。

米以外の乳製品、でん粉などの農産物についても、絶対に自由化しないことを約束すべきと思うがどうかをお伺いしたい。これは予告してありませんから、よろしく願います。

今、我が国の農業は、未曾有の凶作の中で、その再建のために多くの農業者が苦勞されております。細川連立政権が、生産者と消費者の相互理解の上に立って、我が国の農業の再建、食糧の安定供給のために強力な支援が求められ、期待されているのであります。

今、その期待にこたえなければならぬ決意を込めて、質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣細川護国公卿登壇〕

○内閣総理大臣(細川護国公卿) 米の自由化、全般的な問題についてのお尋ねでございましたが、我が国としては、ウルグアイ・ラウンド交渉の年内最終に向けて引き続き全力を尽くしているところでございます。今後とも最善を尽くしてまいりたいと考えているわけでございますが、今後の交渉におきまして、我が国の農業が、各国とも困難な問題を抱えている中で、将来に向けて安心して生産を続けていけるような状況というものをしっかりと確保していく、そういうことに十分留意をしまして、そうした環境の確保というものを図ってまいりたいというふうに思っております。米につきましては、再三申し上げておりますように、従来からの基本方針のもとに対処してまいりたい、こういうことでございます。

米について、日米間でいろいろな問題について協議をしているといったような報道がなされてい

るが、事実関係はどうか、こういうことでございしましたが、これもまさに申し上げているとおりでございます。従来、基本方針に基づいて今までの交渉を進めていたということでございます。御指摘のような提案とか合意とか、そういうようなものはございしません。御指摘がございましたような報道にありましたような事実はないというところでございます。

それから、米の高関税化についてのお尋ねでございますが、申すまでもなく、米は農業の基幹をなすものでございますし、また、水田稲作というものの持つ外部効果というものも極めて大きなものであることは、これまで改めて申すまでもないところでございます。したがって、米につきましては、これも繰り返して恐縮でございますが、従来の方針で対処をしていくことに尽きるわけでありまして、高関税化云々という、あくまでも今例外なき関税化は受け入れられないということとで交渉しているわけでございますから、仮定のお尋ねには御遠慮を、差し控えていただきますと思います。

それから、新聞のインタビュの記事につきましてのお尋ねがございましたが、E.C.におけるアメリカとE.C.との農業合意をめぐる域内の対立、あるいはアメリカにおけるN.A.F.T.A.の採決に向けた動きなど、全体状況を見ながら、我が国の基本方針のもとで交渉を行っているという趣旨のことを述べたものでございます。ぜひそのように御理解をいただきたいと思います。

それから、クリントン大統領との会談で米の問題が出るかどうかといったような趣旨のお尋ねでございましたが、現時点では、どういう会談の

中身になるか、まだ決まっております。今後、米側と調整をしてみたいと思っております。いづれにしても、我が国の基本的な立場というものを踏まえ、また、そのような基本的な考え方というものをきちっと述べてまいりたい、このように考えているところでございます。

今回の米の緊急輸入は、これからのなし崩しの輸入に結びつくものではないということを確認をしたい、こういう御趣旨でございましたが、おっしゃるとおりでございます。予想し得なかつた異常気象によって生じた作柄不良に対処して、米を安定的に供給していくためには、食糧制度のもとにおいて、緊急特例的に輸入を行う必要があるというところで今回輸入をしたわけでございまして、今回のこの輸入というものは、いわゆる輸入自由化の問題とは全く次元を異にするものであるということを再三申し上げてきているところでございます。

それから、米の安定供給に関する見解はどうかというところでございましたが、御承知のように、潜在的な過剰が存在する中で、国内産米による米の需給の安定に努力をしてきたところでございします。今回の事態は、異常な気象条件に起因するものでございまして、今申し上げましたとおり、食糧制度の基本的な役割を果たすための緊急特例的なものであるということでございます。来年度以降の生産調整の見直しに当たりますのは、ゆとりのある在庫の保有が重要であるという観点を含めて在庫の造成を計画したところでございまして、このような措置を通じて、今後とも米の安定供給を図ってまいりたいというふうに思っております。

米の自給方針についてのお尋ねでございましたが、これは、ラウンドの交渉が年内最終に向けてだんだん時間が切迫していく中で、我が国としては引き続き全力を尽くして交渉をしてみたいと思いますが、今後の交渉に当たります、我が国の農業が我が国にとって、農業はどの国でもそうでございます。いまいし、かががえのないものである、将来に向けてまた生産農家の人たちが安心して農業を続けていけるような環境を確保することが大切であるということをしっかりと念頭に置いて交渉に臨んでまいりたい、当然のことでございますが、そのように思っております。

各国ともそれぞれ困難な問題を抱えておりますが、我が国としても、相互の協力による解決に向けて、できる限りの努力をしてみたいと考えているところでございます。残余の問題につきましては、担当大臣からお答えをいたします。(拍手)

〔国務大臣畑次郎君登壇〕

○国務大臣(畑次郎君) 辻議員のお尋ねについてお答えを申し上げます。

ただいま基本的な問題等々につきましては総理からお答えがあったわけでございますが、当然のことながら、私の基本的な本問題に対する取り組みにつきましては、総理の指示に基づきまして、全く同じ基本的姿勢を持った取り組みを今日までやらせていただいておりますところでございます。

そういう中におきまして、米の自由化の問題、そしてまた、米のみならず、いわゆる乳製品あるいはまたでん粉等々につきましては、御案内のとおり、従来の長年にわたります関係皆様方の

本問題に対する真摯なお取り組みの中からの基本姿勢といえます。国会決議あるいはまた連立政権スタートの際に入党派の合意項目の中にきちんとしておられるわけですから、私の与えられた立場にございまして、その基本姿勢を受けとめて引き続き全力を挙げてまいりたい、かように考えておるところでございます。

(拍手)
ただいまいろいろ御心配を煩わしております。別約束の提出につきまして申し上げさせていただきます。

本問題につきましては、先ほども総理から申し上げましたように、種々多国籍の話し合いの中で難しい問題を抱えておられることは御案内のとおりであります。我が国におきましては、あくまでも米のような基礎的食糧や国内で生産調整を行っている農産物については、包括的関税化は受け入れられないという主張を行っておるところでございます。すなわち、この交渉の進展を踏まえて作成をいかざるを得ない、当然のことではないかなというように考えておられるわけでございます。これまでの基本方針のもとに、我が国の立場が交渉結果に反映されますように、引き続き全力を挙げてまいりたいと考えておるところでございます。

米の安定供給の問題につきましても、既に御答弁があったわけですが、現在、今回の水田営農活性化対策の見直しに当たりまして、本対策の期間内に、米の安定供給や安定的な転作営農の確保に配慮をいたしまして、平年作ベースで百三十万程度の在庫増成を計画いたしましたところでございます。そしてまた、これからのゆとりある在庫というのを念頭に置き、本年の作付面積等々

勘案をしながら、本問題に取り組んでまいりたいというように考えておるところでございます。

なおまた、転作面積の緩和につきましても、既に御案内のとおりであるわけですが、本問題につきましては、いわゆるやらんとする意欲のある農家のお立場、そういうものに十分配慮をして取り組みをさせていただいたところであるわけでございます。いずれにいたしましても、転作等面積目標を七万六千ヘクタール緩和をさせていただいたことを重ねて申し上げさせていただきます。

米の輸入については、安全性の問題が御指摘がございました。本問題は極めて重要な項目であることも御案内のとおりであるわけでございます。かような意味合いにおきましては、厚生省の指定検査機関での安全性の確認を行っているところでありましたが、今回の米の緊急輸入に当たりましては、従来同様、あるいはまた従来以上の十二分な徹底した検査をやって、安全性の確保を維持していくことが、万全を期することが大切と、かように考えておるところでございます。

幸い、厚生省におかれましては、既に今回の緊急輸入にかんがみまして、近く入港予定の第一船及び第二船のサンプルにつきまして厳正な検査を行ったところであるわけですが、検査結果はすべて食品衛生上問題がなかったと公表されておるところでございます。

いずれにいたしましても、私自身、皆様方のこの国民的な課題である、例外なき関税化を受け入れてはならない、その国会決議、八党派間における申し合わせ、この重要性を十二分に踏まえて、

残された正念場の交渉に当たってまいれることを申し上げて、答弁を終わります。(拍手)

〔国務大臣羽田孜君登壇〕

○国務大臣(羽田孜君) 米の自由化につきましての御質問でございますけれども、我が国といたしましては、ウルグアイ・ラウンド、これを年内終結、これに向けて引き続き全力を尽くしてまいります。ただ同時に、今後とも交渉に当たりましては、先ほどから各大臣からもお答えのとおり、我が国の農業が将来に向けて安心して生産を続けられる環境、これを確保することが大切であるうと確信をいたしております。

また、ウルグアイ・ラウンド交渉が最終段階を迎えております現状におきましては、各国とも農業問題に関してはそれぞれ困難な問題を抱えております。相互の協力により、解決に向けて最大限努力していくことが必要であろうと考えます。

特に、米につきましては、先ほど総理あるいは農林水産大臣からもお答えいたしましたとおり、その重要性にかんがみまして、国会決議の趣旨を体しまして、国内産で自給するという基本方針、これで対処してまいりたい、かように考えております。

以上であります。(拍手)

○議長(土井たか子君) 二田孝治さん。

〔議長退席、副議長着席〕

〔二田孝治君登壇〕

○二田孝治君 私は、自由民主党を代表いたしまして、細川総理、羽田外務大臣、畑農林大臣にお尋ねをいたしたいと思います。

先ほど辻議員のお話にもありましたとおり、昨

日、十一月七日からきのうまで訪欧してまいりました。それは、超党派の訪欧団ということでございます。参ります前に、私は、辻団長に確認を申し上げておたのでございますけれども、それは何かといいますと、各党の代表であることに間違いないでしょうねという念を押したわけでございます。参りました議員は、辻さんと白沢新生党の議員、それから錦織さきがけ日本新党の議員、この四名なわけでございます。ということは、この代表団というところに大変大きな意義があるということは皆様方理解のとおりでございます。

いかがでございますでしょうか。各党が代表で行きまして、交渉に行ったんじゃないということも確認しておるわけでございます。交渉じゃなく、私どもは各党の代表が国会の意思を申し述べに行つた、こういうことでございまして、総理、その点をひとつよろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

申し上げてまいりました内容につきましては、ただいま辻代表が申したとおりでございます。端的に言いますと、米の例外なき関税化には反対でございますという意思を鮮明に申し述べてきた、こういうことでございまして、ただいま参りました各党の代表者もこのことには縛られるんじゃないか。でなければ、我々が外国に行つてうそをついてきたということになりますので、どうぞよろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

サザランド・ガット事務局長にもお会いしてまいりました。話は先ほど畑農林大臣がしておつたとおりでございます。辻議員から日本のいろいろな実情、そしてなぜできないかということ

は、私から申し述べますのは重複をいたしますので省かせてもらいたいと思います。

そして、我が党では、ここでこうやって話し、皆様のお顔を拝見いたしますと、米の例外なき關稅化にはみんな反対だよという顔をしていられちゃいます。しかし、じゃ、ここで国会決議を上げてくださいますと、どういうわけか、なかなかできない。この摩訶不思議な現象というのは、一体どうしたことかございましょうか。(拍手)我が党では、先月からずっと一貫しまして、三度この国会で上げております国会決議を、選挙もやっ議員もかわったし、政権交代もしたと、こういうこととございまして、新たにやったらどうかという御提案を再三再四申し上げておたところとございまして。しかし、これがなかなかできない。私はまことに不思議に思うのでございす。

しかし、また一方、各党の代表団は、私どもは党を代表して参りまして、米の例外なき關稅化、自由化には反対ですぞ、こういう二つの矛盾した問題をどう解決したらいいかということではないでしょうか。そしてまた、今回の我が党からの提案に対して、連立与党側からは、政府の交渉の手足を縛りたくないというような返答があったように伺っております。

総理に伺いたいのでございすけれども、手足を縛られたくないということは、総理は過去三回の決議には手足は縛られたくないということなのかどうか、はっきりしていただきたいと思ひます。したがって、新たな決議はできないのじゃないか、こういうのがった見方もできますので、どうかひとつ速やかな、一日も早い国会

決議というものをお願い申し上げたいと思ひます。

私は秋田でございすから、選挙制度はどうなるかわかりませんが、今までもどおりよくうちに帰ります。そうすると、実際の農民、生産者にお会いをいたします。いろいろな地域に参る。生産者の手は、総理、大変荒れております。総理に質問しているのでもうございすから、ひとつ……総理に質問しているのでもうございすから、荒れております。

そして、私どもはなぜこういう地域にいるのか、なぜここで農業をやっているのか、それはとりもなおさず、私どもが農業をやってしまったらこの地域はどうなるでしょうか。だれも人がいなくなってしまうのじゃないでしょうか。何とかひとつ私ども農業者にもいい目を見るようにお願い申し上げたい。そして、米の問題はおおむね心情的な問題なのでございす。国家が食糧自給を堅持するか否かという、極めて哲學的な問題でございすので、その点を踏まえたひとつ御答弁をお願い申し上げます。

次に、ガット・ウルグアイ・ラウンド交渉は、現在大詰めの段階を迎えて、大変緊迫の度を深めております。

サザランド事務局長にいろいろなことを伺ひしました。事務局長は、問題は米ばかりではございせんでしょう、いろいろな問題が内在しておる、存在しておる、とりわけ金融問題は今大きな問題になっておるんだ、こんなこと一つでもウルグアイ・ラウンドというのはすつ飛ぶ可能性すらあるのだ、こういうお話を伺ひしておたわけでございます。

総理は、ウルグアイ・ラウンド全体をまとめる立場にございす。何をとり、何を捨てるのか、この決断をしていかなければならない部分が必ず到達する、私はそう思うわけでございす。でございすので、総理の責任におきまして、ウルグアイ・ラウンド全体をまとめる責任のある総理の見解をお聞きしたい、こう思ひます。

また、いろいろ勉強したり、見たり、聞いたりしておりますと、大詰めのウルグアイ・ラウンド交渉に対処するためには、各省ばらばらの対応ではなく、総理がリーダーシップをとる体制で総力を挙げて取り組むことが重要だと思ひます。各省のそれぞれのエゴが出てきておつてはこういう交渉というのはまとまらない、私はそう思ひます。こういったばらばらな交渉を統合し、一本化し、交渉をするということが大変なことじゃないかな、私はそう心から思うわけでございすので、この辺に關する見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

NAFTA、北米自由貿易協定の批准を前にいたしました、ガットのそれぞれの関係者のお話を伺ひいたしました、アメリカとしては、このNAFTAの批准が決まらなければウルグアイ・ラウンドどころではないというお話が各関係者から出ておりました。そして、このNAFTAが批准されるのか批准しないのか、大変厳しい状況だといふこともまた聞かされております。これが批准されない場合には、羽田外務大臣、どういふ影響が我が国に来るのか、またガット交渉はどういふ展開になっていくのか、その辺の見通しと対処の方法というのは、我が国でもきつちりと踏まえておかなければいけない問題だと思ひますので、ひ

とつよろしく御見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

また、フランスのシャローという生産貿易局長に会つたのですけれども、こういう話をしております。ガットの交渉期限は十二月十五日でございすけれども、そもそもアメリカのファストトラックとの関係から来てるわけでございまして、アメリカ側が今のようにNAFTAでまとめるような努力をしなければウルグアイ・ラウンドの年内合意はおぼつかないのじゃないか、おぼつかないならば困るのじゃないですか、こういう質問をしましたら、それはアメリカの都合でございすかないということ、またアメリカの都合で十五日までに決まなければならないというのは極めて變な論理であつて、それは十五日までに決まらなくても、もっとやたらいいじゃないですか、こういうふうにその貿易生産担当局長が言つておりましたので、そういう考えというのはいかがかと私は思つてまいつたわけでございす。

我が日本の国民は、米を含めまして、どこへ行つても毎日ガット、ガット、ガット、ガットとやっておりますけれども、果たしてもうちよと冷静になつて、この条約の行く末というものをきちりと見きわめる必要もあるのではないかなという感じを受けましたので、よろしく御見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

また、農林大臣に伺ひしますけれども、国別表の提示期限が迫つていますが、米ばかりじゃなく、米以外の乳製品、でん粉等の重要な地域作物があるわけでございす。これをどう取り扱うのか。きょうの新聞を見ますと、我が国が来週中に国別表の出し直しを行い、二十五品目について白

紙回答を行う、こういうふうな報道がされておりました。これまでどおりの方針で臨むのかどうか。また、決まらぬ前に書くわけにはまいらないでしようから、白紙で出し得るのかどうかというのを、畑農林大臣から、多少質問が重複いたしますけれども、よろしく御答弁のほどをお願い申し上げます。

ウルグアイ・ラウンド交渉に当たりましては、また、水産物、林産物に關してもあるわけでございまして、我が国の水産業は二百海里が定着し、公海操業の規制が厳しくなる中で本場に漁業者は大変な努力をしながら日々暮らしておられるわけでございます。こういう中で、輸入数量制限を行って、生産者は大きな関心を持ってその行方を見守っております。我が国は世界一の水産国と言われております。また、魚の消費量もずば抜けて多くございます。かかるときに、国民の食生活に大変関係深いこの水産物の取り扱いにつきまして、御見解のほどをお知らせいただきたいと思ひます。

また、我が国は山が非常に多くございます。林産物交渉につきましては、木材関税についてゼロ・ゼロとする方針で交渉が行われているというふうにお伺いしておるわけでございますが、これに對処する方針はどういうものか、畑農水相にお答えいただきたいと思ひます。

以上、四点について御質問いたしましたわけでございますけれども、いずれも我が国の存立にとりまして大変大事な問題ばかりでございます。私は思ひますに、食糧問題に關しましては、余り経済的、直接的に論ずることはナンセンスではない

か、こう思っております。国家は、政府の大きな責任は、国民に、安定的な食糧を、不安のないように良質なものを提供していくという大きな責務を負っている、それがまた政府の大きな仕事の一つの比重だ、私はそう思ひます。

どうかひとつ、この問題には地域問題も絡んでおります。どうも細川総理の田舎での評判を聞きまして、あの人はどうでしょうか、都会型の方ではないでしょうか、地方のことは切り捨てていくのではないでしようかという、私が言っているのではなく、有権者の声はそういうふうにも非常に多いと思ひます。

総理、光の当たらないところに光を当てるのが政治である、私はそういうふうな学んでおります。かくのごとき観点を持って、よろしく御答弁のほどをお願い申し上げます。ありがとうございます。(拍手)

〔内閣総理大臣細川護国公卿登壇〕
○内閣総理大臣(細川護国公卿) 私に對するお尋ねは二つでございましたが、私は、決して都会派というわけではございません。国土の均衡のある発展のためにということに念頭に置いて努力をしております。

最初のお尋ねは、国会決議についてのお尋ねでございましたが、国会決議は、言うまでもなく、これは両院でそれぞれの意思表示としてお決めることでございます。政府としていろいろ申し上げる立場ではございませんが、政府としては、その御趣旨というものを尊重して、その実現に努力をしていくということでございますし、また、現にそのような基本方針のもとで今ラウンドの交渉にも臨んでいる、こういうことでございます。

それから、縦割りによる交渉ではなくて、各省庁関係があるところがたくさんあるのだから、総力戦で対応すべきじゃないか、こういう御趣旨のことでございますが、全くおっしゃるとおりでございます。ラウンドの成功裏の終結というのは我が国にとつても極めて重要なことだと思っておりますし、当然私としても、関係省庁を取りまとめて督励をしてみたいかならばなるまいというふうにも思っております。(拍手)

〔國務大臣畑英次郎君登壇〕
○國務大臣(畑英次郎君) 二田議員の御質問にお答えを申し上げます。具体的御質問でございますので、端的にお答えをさせていただきます。

第一番に、農産物に係る改訂別表に關する御質問でございますが、御指摘のような報道の内容は事実はございません。明確に否定をさせていただきます。従来からの基本方針にのっとりまして、引き続き粘り強く交渉をさせていただきます。かように考えております。(拍手)

次に、水産物のIQ品目についてのお尋ねであつたわけでございますが、この水産物、水産業、今日の置かれております立場を十二分に踏まえて、あるいはまた資源管理の面等々を念頭に置きまして、今後の交渉に当たりましては、国内漁業に不測の悪影響が及ばないよう、現在の輸入制限の基本的な枠組みを堅持する方針で、引き続き努力を続けてまいります。

最後に、林産物についてのお尋ねでございます。過般米の台風被害等々の実態の中での山腹崩壊等々が極めて大きい今日の事実を照らしましても、山を守るあるいは林業関係に力を入れる、かような意味合いの面から、関税相互撤廃には応じられないという立場を堅持しながら、今後とも引き続き適切な対応をしてみたいと思ひます。

〔國務大臣羽田孜君登壇〕
○國務大臣(羽田孜君) 中国に「食をもつて天となす」という言葉がありますけれども、今二田さんの方から御指摘があつたように、まさに国家としての、また政治の要諦であらう。私も同感であります。

それから、今御質問は、NAFTA批准、この見通しとの関係で実は御質問があつたわけでございますけれども、これは他国の議会に關する問題でありまして、この見通しについて、これは発言をお許しをいただきたいと思ひます。

ただ、十日に開催されました貿易交渉委員会、TNC、ここにおきましてサザランド・ガット事務局長は、遅くとも十一月十五日の週に交渉を踏まえて改訂別表、これを提出するよう全ウルグアイ・ラウンドの参加国に對して呼びかけをしております。また、このラウンド交渉の実質的な期限というのは十二月十五日であつたことは、これは東京サミット経済宣言、ここにおきまして確認されておまして、また、もう直接お聞きになつたと思ひますけれども、事務局自身もそれぞれの場合におきまして、この間にひとつ決着をつけたいということをお述べ、そして各国のやっばり共通の認識になつていくことであらうというふうにも思ひます。

我が国にいたしましては、このような認識を踏まえまして、ウルグアイ・ラウンド交渉に向けまして引き続き最大限の努力をしてみたいと思ひます。その中におきまして、米等につ

きまして、先ほど来お答え申し上げましたように、私どもとしても国会の決議というものを基本にしながら対応していきたいということを申し上げたいと存じます。

以上であります。(拍手)

○副議長(館岡兵輔君) 藤田スミさん。

〔藤田スミ君登壇〕

○藤田スミ君 私は、日本共産党を代表して、米の輸入自由化、市場開放、例外なき関税化反対の立場で質問をいたします。(拍手)

今、日本農業は、戦後最大の凶作のもと、その歴史的岐路に立たされています。農業者は今後の営農をどのように進めようか迷い、多くの農業者が、将来展望がない中で多額な負債を抱え、離農の危機に追い込まれています。このようなときこそ、政治が確固とした農業展望を打ち出す、その中でも米の輸入自由化は決して認めないという不動の姿勢を示すことが、最も求められているのであります。(拍手)

ウルグアイ・ラウンドは、十一月十五日の国別表の提出、十二月十五日の最終期限と大きな山場を迎えています。この重要な局面での政府の動きは、国会などの表向きの態度としては、従来どおりの反対を貫くと言いつながら、実際には、国際的な圧力でやむなしということで最後には受け入れを決めるという、表と裏の使い分けが露骨に見られると言わざるを得ません。

総理、あなたは九日の新聞社のインタビューで、ウルグアイ・ラウンドについて、「みんなが橋を渡れば、日本も橋を渡るのか」と問われたのに対して、「みんなが渡るのに日本だけ渡らないというわけにはいかないでしょう」と、E Cとアメリカの合意がなされるならば日本も米の輸入自由化に踏み切る構えを示したのであります。この発言は、アメリカのカッター大統領補佐官から非常に大きな前進だと受けとめられたわけであり、まさしく総理は、率先して米輸入自由化に道を開いているのであり、その政治的責任は重大であります。総理の基本的姿勢を明らかにするよう、明確な答弁を求めます。(拍手)

改めて言うまでもなく、ガットは裁判所ではあります。貿易交渉はそれぞれの国の経済主権を当然の前提とした上で行うものであり、協定は全会一致が原則であります。その中でも、米のような主食の問題については、その国民の死活の利益にかかわる問題であって、E Cやアメリカがどうこう言おうと、そのような問題については断固として守り抜くことが認められ、それを前提として貿易交渉が行われているものであります。

まして、日本のように世界一の農産物輸入国であり、食糧自給率がカロリーベースで四六%にまで落ちている国が、国民の主食である米まで外国に明け渡すなどは、何のいわれもありません。そのことはアメリカでさえ主張され、例えばフロリダ大学のシンブソン教授は、自分の国なのだから

意思決定を外国に任せるべきでない、日本は米の市場を開放する必要はない、一国には食糧政策を決定する権利があると述べています。

総理は、ウルグアイ・ラウンドの成功は重要だとして、そのためには国民の死活の利益について譲歩する構えであります。それは、日本の経済主権を投げ捨てるに等しいことでもあります。事は、国民の命の安全と民族の存亡にかかわる問題であります。総理の明確な答弁を求めます。(拍手)

三度にわたる本院の米の国会決議は、米の完全自給を政府に求めるものであります。その中でも八四年七月の国会決議は、三年連続の不作が続いた後の韓国米の輸入を受けたものであり、そして、八八年九月の国会決議は、米国精米業者協会が米国通商代表部に米市場の開放を求め提訴したのに対し、「米国内の我が国に対する自由化要求の動きは、極めて遺憾であり、認められない。よって政府は、二度にわたる本院の決議の趣旨を体し、断固たる態度で臨むべきである」として、極めて強くアメリカの米輸入自由化要求をはねのけることを求めているものであります。

この三度の国会決議の趣旨に基づけば、日米秘密交渉など許されるものではなく、アメリカの米輸入自由化要求を断固として拒否することが日本政府の任務であることは明らかではないでしょうか。総理の明確な答弁を求めます。

これまでの国会決議の経緯を見れば明らかのように、戦後最大の冷害と政府の失敗によって二百

万トンもの米緊急輸入に追い込まれ、ウルグアイ・ラウンドの最終交渉を目前に控えたこのときこそ、本心に例外なき関税化を阻止するというのであれば、四度目の米輸入自由化阻止の国会決議は当然行うべきであります。国会決議は交渉の手を縛るから反対との連立与党の意見があります。が、そうだとすれば、それは国会決議を無視して交渉しようとするものではありませんか。(拍手) 総理及び外務大臣、農水大臣の見解を明らかにしてください。

米の輸入自由化を阻止するとともに、今切実に求められているのは、農民の汗と苦勞にこたえる農業政策の根本的転換を図ることです。冷害での被害の状況を見ても、歴代政府が進めてきた減反政策の押しつけが米需給をゆとりのないものに、農民の生産意欲を奪い、国民の主食の確保にまで混乱と不安を招いた政府の責任は、極めて重大であります。(拍手) 今こそ、減反政策の抜本的見直しに取り組みすべきであり、また、農業を切り捨てるような価格政策を改めるべきであります。総理及び農水大臣の明確な答弁を求めます。

世界の食糧問題を見ると、年ごとに深刻になる食糧不足にどのように対応するかが大きな問題になっています。世界の飢餓人口は、国連食糧農業機関の発表で、五億人にも達し、また、世界の人口は、二〇二五年には現在より三十二億人もふえたとされています。国際稲作研究所は、米生産を現在の四億七千万トンから六〇%ふやしないと三

十年後には重大な事態になると指摘し、各国に米の増産を呼びかけました。さらに、政府が緊急輸入を発表した途端、米の国際価格は急騰し、世界の米輸入に依存している諸国民に深刻な影響を与えています。米の国内完全自給こそ、日本が果たさなければならぬ国際的な責務ではありませんか。(拍手)その点、農水大臣、外務大臣の見解をお伺いいたします。

最後に、私は、今回の米輸入に際しての政府の検査体制についてお伺いをいたします。

今回の輸入米の安全性については、多くの国民が不安を抱いています。果たして水際できちんとチェックできるのか、極めて疑問があると言わざるを得ません。私たちは、米の残留農薬検査を行う横浜と神戸の輸入食品・検査検査センターを視察してきましたが、実際にその検査に携わる人員は、横浜、神戸、それぞれ十一名と非常に少なく、これで二百万トンの輸入米を検査するのは、まさに至難のわざであります。職員を大幅にふやし、抜本的に検査体制を強化しなければ、国民は安心できるものではありません。また、先行サンプルで事前検査をして問題がなければ同国産の米の場合には検査を省略するとの考えが出されていますが、これでは、国民の不安はますます強まるばかりであります。厚生大臣の明確な答弁を求めます。

日本共産党は、安全な食糧は日本の大地からの立場で、あくまで米輸入自由化阻止、食糧自給率

の抜本的な引き上げのために全力を挙げることを表明し、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣細川護国卿登壇〕

○内閣総理大臣(細川護国卿) 新聞報道等についてのお尋ねでございましたが、先ほどもお答えを申し上げましたように、ECにおけるアメリカとECの農業合意をめぐる域内の対立あるいはアメリカにおけるNAFTAの採決に向けた動きなど、全体状況を見ながら、我が国の基本方針のもとで交渉を行っているということを申し述べたということです。

それから、米の自由化について基本的にどのように考えているかと、こういうことでございますが、ラウンドの交渉が最終段階を迎えている現状で、再々申し上げますように、各国とも農業問題に関してはシリアスな問題を抱えているわけでございますが、今後の交渉に当たりましては、我が国の農業が将来に向けて安心した状況というものを確保していくことができるように、その点を十分踏まえてできる限りの努力をしてみたい、このように思っております。

米につきましては、従来から申し上げている方針のもとでしっかり対応してまいりたい、このように考えているところでございます。

それから、国会決議についてのお話も、これも先ほど御答弁を申し上げたとおりでございますが、決議につきましては、政府はその趣旨を尊重してその実現に努力をする立場にあると、当然の

ことながらそのように申し上げている次第でございます。

農産物の価格政策の抜本的な見直しを図るべきと思うがどうか、こういうことでございますが、農産物の行政価格につきましては、これまでも関係の法律に基づいて毎年度適正に決定してきたところでございまして、今後とも、安定的な経営体の育成に配慮しながら、農産物の需給の均衡の確保あるいは生産性の向上などに資するように適正な価格の決定に努めてまいりたいと思っております。

それから、減反政策の見直しを図るべきではないかということでございますが、生産の調整につきましては、依然として潜在的な需給ギャップが存在する状況でございますし、今後とも引き続き生産調整を実施していく必要があると考えておりますが、平成六、七年度の米の生産調整につきましては、今回の不作に対応すべく、米の安定供給の観点から、転作面積を七万六千ヘクタール緩和をして六十万ヘクタールとして実施をすることとしたところでございます。

残余のお尋ねにつきましては、関係大臣からお答えをいたします。(拍手)

〔国務大臣羽田孜君登壇〕

○国務大臣(羽田孜君) 国民に対して食糧を安定して供給していくことが国政上大変重要であるということにつきましては、先ほど二田さんにお答えしたとおりであります。

また、今後、発展途上国を中心とした世界的な人口増加が見込まれていることを考えると、それぞれの国が、国内の食糧供給力、これを維持強化していくということについては、私も全く同感であります。

ウルグアイ・ラウンド農業交渉におきましても、このような考え方というものを踏まえて対応してきておりまして、米につきましては、その重要性にかんがみ、先ほど申し上げておりますように、国会決議、この趣旨を体しながら国内産で自給するという基本方針、このもとでこれからも対応していきたいというふうに考えております。

それから、四回目の国会決議ということになりますけれども、これはあくまでも院で御決定になることでありまして、政府として御意見を申し上げる立場にはないというふうに思っております。しかし、既に決議はされておるわけでございますが、今日までも私どもは国会のその決議というものを尊重しながら交渉してきておるということでございますが、この考え方には変わりはありません。(拍手)

〔国務大臣畑次郎君登壇〕

○国務大臣(畑次郎君) 私に對しまして、ただいま藤田議員から五項目につきまして御質問をいただいたわけでございます。既に総理から具体的にお答えを申し上げました減反政策、価格政策、当然のことながら、その総理の基本的な取り組みの姿勢を私自身が懸命に努

力をさせていただいておる、かようにまず御理解を賜りたいと考えるわけでございます。

まず、国会決議につきましてお尋ねがございましたが、ただいま外務大臣からも御答弁があったわけでございます。いずれにいたしましても、私の与えられた立場にございましては、その国会決議の重要性を十分踏まえて、国内産で自給するという基本方針のもとで対処してまいりますということを重ねてお答えを申し上げる次第でございます。(拍手)

米の世界的な視野からの視点に立つての御質問をいただいたわけでございます。

私自身、この地球の上には毎年一億人といったような新しい人口増がある、いわゆる人口増即食糧問題である、かような受けとめ方の中にございましては、それぞれの国が少なくとも主食については自給体制を堅持する、極めて今後における、二十一世紀においても大切な問題ではないかなというように受けとめさせていただいておるわけでございます。さような意味合いにおきまして、この米につきましては、これまで同様国内産で自給するという基本方針を持って交渉にも当たってまいり、かように重ねて申し上げる次第でございます。(拍手)

最後に、米の安全性の問題につきましてお尋ねをいただいたわけでございます。

申し上げましたとおり、従来から、政府の要請によつて輸入業者が輸出国から船積み前に安全性の確認を行い、さらに本邦において厚生省の指定検査機関で安全性の確認を行う。いずれにいたしましても、この面についていささかの瑕疵もあつてはならない、かような意欲を持って取り組まさせていただきますというように考えるわけでございます。

先ほども申し上げましたように、年末の二十万トンに対する第一船、第二船のサンプルにつきましては、厚生省の機敏なお取り組みによつて全く心配がないという結論が得られておりますことを重ねて申し上げて、お答えを終わります。(拍手)

〔国務大臣大内啓伍君登壇〕

○国務大臣(大内啓伍君) お答えいたします。

横浜、神戸等々御視察いただいたようでございますが、輸入米の検査体制につきましては、国民の食糧、健康に関する重要な問題でございますので、厚生省といたしましては、慎重の上にも慎重を期し、万全の検査体制をとっているわけでございます。

まず、輸入食品の検査体制につきましては、これまで、食品衛生監視員の増員、試験検査体制の充実等の整備に鋭意努めてまいりましたところでございますが、今回のお米の緊急輸入に際しましては、まず第一段階といたしまして、買付けをする段階におきまして農薬の残存するものについて

は輸入をしない、こういう立場に立ちまして、十分な検査を行うよう輸入業者に対して指導を厳格に行っております。第二には、そのお米の輸出時に採取いたしましたサンプルの検査を行った上で、そして第三には、貨物の到着時にも検査を行うという三段階の検査によることといたしております。人員等の体制につきましても万全の体制をとっているところでございます。

なお、タイからの最初の二隻の先行サンプルの検査結果につきましては、すべて食品衛生上問題がなく、昨日この結果を公表したところでございます。

以上でございます。(拍手)

○副議長(藤岡兵輔君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(藤岡兵輔君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時四十五分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 細川 護熙君
外務大臣 羽田 孜君
厚生大臣 大内 啓伍君
農林水産大臣 畑 英次郎君

出席政府委員

農林水産大臣官 上野 博史君
房長 農林水産省経済 眞鍋 武紀君
局長

○朗読を省略した議長の報告

(法律公布案上及び通知)

一、去る二日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

民間海外援助事業の推進のための物品の譲与に関する法律

(通知書受領)

一、去る五日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

みなみまぐろの保存のための条約の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とネパール王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

日本国と中華人民共和国との間の航空運送協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

一、去る五日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律

行政手続法

行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

特別職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律

一、去る五日、細川内閣総理大臣から土井議長あて、次の通知書を受領した。

内閣参総第二三〇号
平成五年十一月五日

衆議院議長 土井たか子殿
私は、平成五年十一月六日(土)午後〇時三十分羽田空港出発、十一月七日(日)午後二時同空

港着帰国の予定で、大韓民国訪問のため海外出張しますので、御通知いたします。

(報告書受領)

一、去る五日、内閣から次の報告書を受領した。

平成五年度第一・四半期における予算使用の状況

一、去る八日、内閣から次の報告書を受領した。

平成五年度第一・四半期における国庫の状況
(政府委員承認)

一、去る四日、土井議長は、細川内閣総理大臣申し出の次の者を、第百二十八回国会政府委員に任命することを承認した。

外務省欧亜局長事務代理 津守 滋
外務省経済協力局長事務代理 上田 秀明
水産庁長官 鍋西 迪雄

一、去る八日、土井議長は、細川内閣総理大臣申し出の次の者を、第百二十八回国会政府委員に任命することを承認した。

外務省北米局長事務代理 加藤 良三

一、去る九日、土井議長は、細川内閣総理大臣申し出の次の者を、第百二十八回国会政府委員に任命することを承認した。

外務省欧亜局長 野村 一成

(政府委員任命)

一、去る四日、細川内閣総理大臣から土井議長あて、四日議長において承認した津守滋外二名を、同日第百二十八回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、去る八日、細川内閣総理大臣から土井議長あて、八日議長において承認した加藤良三を、同日第百二十八回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

知を受領した。

知を受領した。

知を受領した。

一、去る九日、細川内閣総理大臣から土井議長あて、九日議長において承認した野村一成を、同日第百二十八回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員退任)

一、去る四日、細川内閣総理大臣から土井議長あて、第百二十八回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

記

異動前の氏名 異動後の氏名 年月日
官職名 官職名 年月日

水産庁長官事務代理 島 一雄 (解職) 平五・二四

一、去る九日、細川内閣総理大臣から土井議長あて、第百二十八回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

記

異動前の氏名 異動後の氏名 年月日
官職名 官職名 年月日

外務省欧亜局長事務代理 津守 滋 (解職) 平五・二九

(政府委員解任)

一、去る四日、細川内閣総理大臣から土井議長あて、四日(外務省欧亜局長)野村一成及び(外務省経済協力局長)平林博の第百二十八回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。

一、去る八日、細川内閣総理大臣から土井議長あて、八日(外務省北米局長)佐藤行雄の第百二十八回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。

(議席変更)

一、昨十一日、衆議院規則第十四条ただし書きにより議長において議席を次のとおり変更した。

一七八 山岡 賢次君

一八九 古賀 一成君

二五四 平沼 赳夫君

二六二 衛藤征士郎君

二六四 和田 貞夫君

二六五 日野 市朗君

二六六 後藤 茂君

二六七 田中 恒利君

二六八 岩垂喜男君

二六九 池端 清二君

二七〇 谷 洋二君

三三〇 中川 秀直君

三三一 藤井 孝男君

三三二 久間 章生君

三三七 浜野 剛君

三三八 小澤 潔君

三三九 田原 隆君

三三二 東家 嘉幸君

三三五 保岡 興治君

四〇七 古賀 誠君

四〇八 中馬 弘毅君

四〇九 伊藤 公介君

四一〇	亀井 善之君	五〇五	白井日出男君	山本 公一君	岸田 文雄君	一、去る九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
四一一	高橋 辰夫君	五〇八	鹿野 道彦君	細川 律夫君	永井 哲男君	内閣委員
四一二	白川 勝彦君	五〇九	柿澤 弘治君	古賀 敬章君	山本 幸三君	辞任
四一三	野中 広務君	五一〇	中村喜四郎君	安全保障委員	補欠	大蔵委員
四一四	柳沢 伯夫君	五一一	島村 宜伸君	江崎 鐵磨君	大谷 忠雄君	辞任
四一五	宮下 創平君			三原 朝彦君	錦織 淳君	科学技術委員
四一六	近藤 元次君			大谷 忠雄君	江崎 鐵磨君	辞任
四一七	保利 耕輔君			大谷 忠雄君	江崎 鐵磨君	補欠
四一八	浦野 悠興君			大谷 忠雄君	江崎 鐵磨君	補欠
四一九	丹羽 雄哉君			大谷 忠雄君	江崎 鐵磨君	補欠
四二〇	菊池福治郎君			大谷 忠雄君	江崎 鐵磨君	補欠
四二一	堀之内久男君			大谷 忠雄君	江崎 鐵磨君	補欠
四二二	堀内 光雄君			大谷 忠雄君	江崎 鐵磨君	補欠
四二三	後藤田正晴君			大谷 忠雄君	江崎 鐵磨君	補欠
四二四	深谷 隆司君			大谷 忠雄君	江崎 鐵磨君	補欠
四二五	相沢 英之君			大谷 忠雄君	江崎 鐵磨君	補欠
四二六	石橋 一弥君			大谷 忠雄君	江崎 鐵磨君	補欠
四二七	原田昇左右君			大谷 忠雄君	江崎 鐵磨君	補欠
四二八	津島 雄二君			大谷 忠雄君	江崎 鐵磨君	補欠
四二九	池田 行彦君			大谷 忠雄君	江崎 鐵磨君	補欠
四三〇	関谷 勝嗣君			大谷 忠雄君	江崎 鐵磨君	補欠
四九八	玉沢徳一郎君			大谷 忠雄君	江崎 鐵磨君	補欠
四九九	稲垣 実男君			大谷 忠雄君	江崎 鐵磨君	補欠
五〇〇	西田 司君			大谷 忠雄君	江崎 鐵磨君	補欠
五〇一	奥田 幹生君			大谷 忠雄君	江崎 鐵磨君	補欠
五〇二	森田 一君			大谷 忠雄君	江崎 鐵磨君	補欠
五〇三	近岡理一郎君			大谷 忠雄君	江崎 鐵磨君	補欠
五〇四	小杉 隆君			大谷 忠雄君	江崎 鐵磨君	補欠

法務委員

辭任

吉田 治君
川端 達夫君
吉田 治君

補欠

辭任

久野統一郎君
中村 時広君
佐田玄一郎君
藤村 修君
中村 時広君

補欠

文教委員

辭任

岸田 文雄君
藤村 修君
久野統一郎君
中村 時広君
藤村 修君

補欠

建設委員

辭任

今村 修君
川端 達夫君
山崎 泉君
吉田 治君
川端 達夫君

補欠

(特別委員辭任及び補欠選任)

一、去る二日、議長において、次のとおり特別委員の辭任を許可し、その補欠を指名した。

政治改革に関する調査特別委員

辭任

中川 秀直君
荒井 広幸君

補欠

政治改革に関する調査特別委員

辭任

大島 章宏君
三野 優美君
小沢 一郎君
岡田 克也君
吹田 愷君
日笠 勝之君
前原 誠司君
築瀬 進君
柳田 稔君
正森 成二君
岩浅 嘉仁君
平田 米男君
初村謙一郎君
大谷 忠雄君
白沢 三郎君
荒井 広幸君
小林 守君
吉岡 賢治君
大島 章宏君
三野 優美君
小沢 一郎君
岡田 克也君
吹田 愷君
土田 龍司君
平田 米男君
初村謙一郎君
石田 勝之君
石田 美栄君
吉井 英勝君
大谷 忠雄君
大口 善徳君
長浜 博行君
白沢 三郎君
実川 幸夫君
中川 秀直君
三野 優美君
大島 章宏君
小沢 一郎君
吹田 愷君
岡田 克也君
築瀬 進君
前原 誠司君
柳田 稔君
正森 成二君

補欠

政治改革に関する調査特別委員

辭任

自見庄三郎君
細田 博之君
増子 輝彦君
秋葉 忠利君
大島 章宏君
小沢 一郎君
吹田 愷君
大口 善徳君
柳田 稔君
小此木八郎君
今村 修君
西川太一郎君
金子徳之介君
土田 龍司君
伊吹 文明君
河村 建夫君
松岡 利勝君
岡崎トミ子君
土肥 隆一君
宮本 一三君
吉田 公一君
吉田 治君

補欠

政治改革に関する調査特別委員

辭任

逢沢 一郎君
小沢 一郎君
吹田 愷君
日笠 勝之君
正森 成二君
水野 清君
上田 清司君
山田 正彦君
山田 正彦君
廣野ただし君
荒井 広幸君
北村 直人君
古賀 敬章君
日笠 勝之君
正森 成二君

補欠

地方分権に関する特別委員

辭任

谷津 義男君
岩浅 嘉仁君
錦織 淳君
吉井 英勝君
河村 建夫君
古賀 敬章君
宇佐美 登君
穀田 恵二君
宇佐美 登君
錦織 淳君
吉井 英勝君

補欠

一、去る八日、議長において、次のとおり特別委員の辭任を許可し、その補欠を指名した。

政治改革に関する調査特別委員

辞任 補欠

齊藤斗志二君	横内 正明君
笹川 義君	浜田 靖一君
中川 秀直君	坂本 剛二君
小沢 一郎君	上田 清司君
吹田 悦君	岩浅 嘉仁君
日笠 勝之君	上田 晃弘君
柳田 稔君	笹木 竜三君
正森 成二君	穀田 恵二君
坂本 剛二君	谷津 義男君
浜田 靖一君	小此木八郎君
岩浅 嘉仁君	土田 龍司君
上田 清司君	工藤堅太郎君
上田 晃弘君	高木 陽介君
工藤堅太郎君	月原 茂隆君
土田 龍司君	吉田 公一君
小此木八郎君	笹川 義君
谷津 義男君	中川 秀直君
横内 正明君	齊藤斗志二君
月原 茂隆君	小沢 一郎君
吉田 公一君	吹田 悦君
高木 陽介君	日笠 勝之君
笹木 竜三君	柳田 稔君
穀田 恵二君	正森 成二君

一、去る九日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治改革に関する調査特別委員

辞任 補欠

自見庄三郎君	中谷 元君
西岡 武夫君	石原 伸晃君
三野 優美君	小林 守君
小沢 一郎君	松沢 成文君
吹田 悦君	実川 幸夫君
太田 昭宏君	大口 善徳君
正森 成二君	穀田 恵二君
石原 伸晃君	今津 寛君
中谷 元君	小此木八郎君
実川 幸夫君	北村 直人君
松沢 成文君	豊田潤多郎君
北村 直人君	柴野たいぞう君
柴野たいぞう君	広野ただし君
豊田潤多郎君	岩浅 嘉仁君
広野ただし君	土田 龍司君
大口 善徳君	太田 昭宏君
日笠 勝之君	平田 米男君
穀田 恵二君	正森 成二君

一、去る十日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治改革に関する調査特別委員
辞任 補欠
葉梨 信行君 谷津 義男君
小林 守君 細川 律夫君

規制緩和に関する特別委員

辞任 補欠

七条 明君	野田 聖子君
野田 聖子君	七条 明君

(議案提出)
一、去る五日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
自衛隊法の一部を改正する法律案
一、去る九日、委員長から提出した議案は次のとおりである。
心身障害者対策基本法の一部を改正する法律案
(厚生委員長提出)
(議案受理)
一、去る四日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。
保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案
一、去る五日、参議院から受領した同院提出案は次のとおりである。
保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案
(議案付託)
一、去る四日、予備審査のため参議院から送付された次の議案は次の委員会に付託された。
保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案
(厚生委員長提出、参法第二号(予))
厚生委員会 付託

一、去る五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案

(参議院提出、参法第二号) 厚生委員会 付託

自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五号)	安全保障委員会 付託
---------------------------	------------

(議案送付)
一、去る二日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法案
一、去る十日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
心身障害者対策基本法の一部を改正する法律案
(厚生委員長提出)
(議案通知)
一、去る二日、参議院送付の次の同院提出案を可決した旨参議院に通知した。
民間海外援助事業の推進のための物品の譲与に関する法律案
(議案通知書受理)
一、去る五日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。
水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
一、去る五日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

みなみまぐろの保存のための条約の締結について承認を求めるの件
航空業務に関する日本国とネパール王国との間の協定の締結について承認を求めるの件
日本国と中華人民共和国との間の航空運送協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

一、去る五日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
行政手続法案

行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

(調査要求承認)
一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る二日いずれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、国の会計に関する事項
二、税制に関する事項
三、関税に関する事項
四、金融に関する事項
五、証券取引に関する事項
六、外国為替に関する事項
七、国有財産に関する事項
八、専売事業に関する事項
九、印刷事業に関する事項
十、造幣事業に関する事項

二、調査の目的
右各事項について実情を調査し、運営を適正ならしめるため

三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間
本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成五年十一月二日
衆議院議長 土井たか子殿

大蔵委員長 宮地 正介

衆議院議長 土井たか子殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項
国の安全保障に関する事項

二、調査の目的
国の安全保障に関する事項

三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間
本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

一、調査する事項
一、歳入歳出の実況に関する事項
二、国有財産の増減及び現況に関する事項
三、政府関係機関の経理に関する事項
四、国が資本金を出資している法人の会計に関する事項
五、国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する事項

二、調査の目的
決算の適正を期するため

三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間
本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成五年十一月二日
衆議院議長 土井たか子殿

安全保障委員長 近藤 豊

衆議院議長 土井たか子殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項
一、建設行政の基本施策に関する事項
二、都市計画に関する事項
三、河川に関する事項
四、道路に関する事項
五、住宅に関する事項
六、建築に関する事項
七、国土行政の基本施策に関する事項

二、調査の目的
建設行政及び国土行政の実情を調査し、その運営を適正ならしめるため

三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間
本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成五年十一月二日
衆議院議長 土井たか子殿

建設委員長 稲垣 実男

衆議院議長 土井たか子殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項
一、建設行政の基本施策に関する事項
二、都市計画に関する事項
三、河川に関する事項
四、道路に関する事項
五、住宅に関する事項
六、建築に関する事項
七、国土行政の基本施策に関する事項

二、調査の目的
建設行政及び国土行政の実情を調査し、その運営を適正ならしめるため

三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間
本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成五年十一月二日
衆議院議長 土井たか子殿

建設委員長 稲垣 実男

衆議院議長 土井たか子殿

平成五年十一月十二日 衆議院會議録第九号 朗読を省略した議長の報告

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成五年十一月十日

建設委員長 鳥居 一雄

衆議院議長 土井たか子殿

(質問書提出)

一、去る八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

国の直轄管理河川(淀川水系等)における河川敷ゴルフ場での農業使用に関する質問主意書(寺前肇君提出)

(答弁書受領)

一、去る九日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員横光克彦君提出低用量ビルに関する質問に対する答弁書

平成五年十月十九日提出
質問 第一号

低用量ビルに関する質問主意書

提出者 横光 克彦

低用量ビルに関する質問主意書

昨年の始めに、わが国でも認可が事実視されていた経口避妊薬(ビル)に対して承認するとコンドームの使用が減りエイズの蔓延を招きかねないとの恐れから、中央薬事審議会は「経口避妊薬」の名のもとに承認のまま一年以上が経過し、未だ承認の目処もたっていないと漏れ聞くに及んでい

る。このままでは女性の保健向上を妨げるものなど幾多の問題を残すことになるので対策は緊急を要すると考える。

従つて次の事項について質問する。

一 中央薬事審議会に関する件

1 確実性と安全性の高い「低用量ビル」としての臨床的評価は既に三年を経過し終わつていゝると聞くがその審議状況はどうなつていゝのか。また、その承認の見通し時期はいつ頃か。

2 未だ審議中ならばその問題点はなにか。冒頭に述べたごとく、エイズに関連したものなのか。

3 ビルの早期認可を求めて、本年五月十二日に日本産科婦人科学会、日本母性保護医協会、日本家族計画協会、日本家族計画連盟の四団体が厚生大臣に要望書を提出してゐるがどのように対応されてゐるのか。

二 エイズと避妊に関する件

1 エイズと避妊は別問題ではないのか。

2 エイズ予防にコンドームは最適であるが、避妊法として最適なものといえるのか。

3 避妊法としてビルを主に用いてゐる国では、コンドームはエイズ予防としてすでに理解されてゐるが、コンドームが避妊の主流となつてゐる日本でも、コンドームのエイズ予防としての認識に基づき「正しい使用法」の啓蒙が先決ではないか。

4 日本以外でエイズ問題によりビルを中止するなど制限した国はあるか。

5 エイズは全人的問題として取り上げ、「ノーセックス」または「ステディセックス」「セーフセックス」の徹底が重要である。避妊としてコンドームの避妊効果はビルに劣る。勿論コンドームは男性の協力が不可欠である。

女性自ら選択しうる信頼性の高い避妊法が望まれるが、そのようなものがわが国において現存してゐると思はれるか。

三 人工妊娠中絶に関する件

1 既婚女性で三〇%が中絶経験を持ち、その内四〇%は二回以上の経験者である。また、平成三年に四三万六千人の新たな生命が摘まれている事実がある。

日本人女性は「望まない妊娠」を回避する最良の選択肢を持ち合わせてゐないのではないか。

また、二〇歳以下の中絶件数増加傾向を把握されてゐると思はれるがどうか。

2 人工妊娠中絶は女性が一方的に心身両面のダメージを受けることとなるが、この点をどう考えるか。

四 避妊としてのビルに関する件

1 低用量ビルの治験に参加した女性は、その後どのような避妊法を行つてゐるのか把握されてゐるのか。

2 中高用量のホルモン配合剤をビルとして約

二〇万人以上の女性が服用してゐるが、安全性の点からこの事実を放置しておいて良いのか。

3 ビルを服用することによつてエイズの母子感染を予防することが出来る。日本ではすでに母子感染の報告が二件ある。この点のよゝうに考えるか。

4 国際交流がさかんな状況下で世界で広く使用されてゐるビルに対し、昔のような鎖国施策を取ることが諸外国から日本独特の「閉鎖性」と映るがこの点をどう考えるか。

5 ビルは医師の処方によるもので、その際エイズの問題とコンドームの意義を直接服用者に説明出来るものと考えられるがどうか。

右質問する。

内閣衆質二二八第一号
平成五年十一月九日

内閣総理大臣 細川 護熙

衆議院議長 土井たか子殿

衆議院議員横光克彦君提出低用量ビルに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員横光克彦君提出低用量ビルに関する質問に対する答弁書

一の1について

経口避妊薬(以下「ビル」という。)については、開発を行つてゐる数社の製薬会社から承認申請

が出されているが、それらの承認の可否については中央薬事審議会(以下「審議会」という。)に諮問し、現在審議が行われているところである。

承認の可否は、審議会の答申を待って判断することになるが、その時期を特定することは困難である。

一の二について

審議会においては、承認申請が出されたピルの個々の品目について、有効性、安全性等に関する審議が行われており、いまだ結論が出ていない。

なお、関連する問題として、ピルの使用が後天性免疫不全症候群(以下「エイズ」という。)の病原体(ヒト免疫不全ウイルス。以下「HIV」という。)の感染の拡大に与える影響などについて、公衆衛生上の観点からの議論も行われている。

一の三について

御指摘の要望書については、その趣旨を審議会に伝達している。

二の一について

避妊については、家族計画の手段として、エイズの予防の問題とは別に、母性の保護や児童の健全育成等を図るために行うものである。

なお、避妊は、性行為に関し行われるものであり、その方法が性行為感染症としての性格を持つエイズの予防と関連する面があると考えら

れる。

二の二について

コンドームによる避妊は、実行が容易でその費用も安価であること、使用者にとって安全であること等の利点を有しており、また、その避妊効果も使用法が適切であれば、十分高いものと考えている。

二の三について

エイズに関する正しい知識の啓発普及のため、国においては、ポスター、パンフレット、テレビ等による広報のほか、都道府県等を通じて広く広報活動を実施しているところであり、その中で、HIV感染の予防に関しコンドームの有効性及び正しい使用法について、啓発を行っている。

二の四について

入手している情報の範囲では、そのような国はないと承知している。

二の五について

女性自ら選択し得る避妊法として、IUD、ペッサリー等の方法がある。

なお、コンドームは使用法が適切であれば避妊効果も十分高く、また、使用に当たって不可欠な男性の協力については、保健所等における新婚家庭等に対する指導を通じてその確保に努めている。

三の一について

我が国においては、避妊法として、コンドー

ム、IUD、ペッサリー等が使用されているが、これらは適切に使用すれば、十分な避妊効果が得られるものと考えている。また、その使用法等については、保健所等における新婚家庭等に対する指導や保健婦による訪問指導等を通じて指導を行っている。

二十歳未満の人工妊娠中絶件数は、昭和五十年代から増加していたが、平成四年には、三千九百六十九件と報告されており、前年と比べ千三百件余り減少している。

三の二について

人工妊娠中絶は、母性の保護等を目的として、限られた要件に合致した場合にのみ行われるものであり、今後とも、その趣旨にのっとり、適正な実施が図られるよう努めてまいりたい。

四の一について

低用量のピルの治験は、その有効性、安全性等を評価する目的で行われたものであり、治験に参加した女性が治験後にどのような避妊法を行っているのかについては把握していない。

四の二について

中高用量のホルモン配合剤については、薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)に基づく承認に当たり、避妊の効能又は効果は認められていない。なお、中高用量のホルモン配合剤は、医師から処方せんの交付又は指示を受けた者以外

の者に対して販売又は授与してはならない要指示薬に指定されている。

四の三について

我が国における母子感染によりHIVに感染した者の数は、平成五年八月末現在で七名と報告されている。

HIVの母子感染の予防に関しては、「HIV母子感染予防のガイドライン」等を作成し、母子感染の確率をできる限り少なくするための方法について、医療機関等への周知徹底を図っているところであり、今後とも適切に対処してまいりたい。

四の四について

ピルの承認の可否については、我が国における臨床試験の試験成績に関する資料等に基づき、その有効性、安全性等について審議会において慎重な審議を行っているものであり、「日本独特の鎖国施策」を採っているとの指摘は当たらないものと考えている。

四の五について

ピルは、審議会において、その有効性、安全性等について慎重な審議が行われている段階であり、その承認の可否、また仮に承認された場合に医師の処方又は指示によるものとの指定を行う可否等についての結論は出ていない。

心身障害者対策基本法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成五年十一月九日

提出者

厚生委員長 加藤 万吉

心身障害者対策基本法の一部を改正する法律

律

心身障害者対策基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

障害者基本法

目次中「第八条」を「第九条」に、「心身障害者の発生の予防に関する基本的施策（第九条）」を「障害者の福祉に関する基本的施策（第十条）」、「心身障害者の福祉に関する基本的施策（第十条）」を「心身障害者の福祉に関する基本的施策（第二十六条）」を「障害者の予防に関する基本的施策（第二十六条）」を「障害者の推進協議会」に改める。

第一条を次のように改める。

（目的）

第一条 この法律は、障害者のための施策に関し、基本的理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて障害者の自立と社会、経済、文

化その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする。

第二条を次のように改める。

（定義）

第二条 この法律において「障害者」とは、身体障害、精神薄弱又は精神障害（以下「障害」と総称する。）があるため、長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう。

第三条の見出しを（「基本的理念」）に改め、同条中「心身障害者」を「障害者」に改め、同条に次の一項を加える。

2 すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする。

第四条中「心身障害者の発生を予防し、及び心身障害者」を「障害者」に、「増進する」を「増進し、及び障害を予防する」に改める。

第五条中「心身障害者」を「障害者」に改める。

第六条第一項中「心身障害者」を「障害者」に、「参与するように」を「参加するように」に改め、同条第二項中「心身障害者」を「障害者」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（障害者の日）

第六条の二 国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、障害者の日を設ける。

2 障害者の日は、十二月九日とする。

3 国及び地方公共団体は、障害者の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

第七条中「心身障害者」を「障害者」に、「心身障害」を「障害」に、「連けい」を「連携」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（障害者基本計画等）

第七条の二 政府は、障害者の福祉に関する施策及び障害者の予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 市町村は、障害者基本計画（都道府県障害者計画）が策定されているときは、障害者基本計画及び都道府県障害者計画（を基本とする）とともに、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二十五条の五の二の二に即し、かつ、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

4 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、中央障害者施策推進協議会の意見を聴いて、障害者基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

5 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、地方障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならない。地方障害者施策推進協議会を設置している市町村が市町村障害者計画を策定する場合においても、同様とする。

6 政府は、障害者基本計画を策定したときは、これを国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

7 都道府県又は市町村は、都道府県障害者計画又は市町村障害者計画を策定したときは、その要旨を公表しなければならない。

8 第四項及び第六項の規定は障害者基本計画の変更について、第五項及び前項の規定は都道府県障害者計画又は市町村障害者計画の変更について準用する。

「第二章 心身障害者の発生の予防に関する基本的施策」を削る。

（年次報告）

第九条 政府は、毎年、国会に、障害者のために講じた施策の概況に関する報告書を提出しなければならない。

第十條の見出し中「保護等」を削り、同条第一項中「心身障害者が」を「障害者が」に、「行ない、及び心身障害者の障害を補うために必要な補装具その他の用具の給付を行なう」を「行う」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、「指導、訓練及び補装具その他の用具」を削り、同項を同条第二項とし、同条の次に次の一条を加える。

(施設への入所、在宅障害者への支援等)

第十條の二 国及び地方公共団体は、障害者がその年齢並びに障害の種類及び程度に応じ、施設への入所又はその利用により、適切な保護、医療、生活指導その他の指導、機能回復訓練その他の訓練又は授産を受けられるよう必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者の家庭を訪問する等の方法により必要な指導若しくは訓練が行われ、又は日常生活を営むのに必要な便宜が供与されるよう必要な施策を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者の障害を補うために必要な補装具その他の福祉用具の給付を行うよう必要な施策を講じなければならない。

4 国及び地方公共団体は、前三項に規定する指導、訓練及び福祉用具の研究及び開発を促進しなければならない。

第十一條の見出し中「重度心身障害者」を「重度障害者」に改め、同条中「心身障害者」を「障害者」に改める。

に、「心身障害者」を「障害者」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十二條第一項中「心身障害者」を「障害者」に、「心身障害者」を「障害者」に改め、同条第二項中「心身障害者」を「障害者」に改め、「調査研究」の下に「及び環境の整備」を加える。

第十三條を次のように改める。

第十三條 削除

第十四條第一項中「心身障害者」を「障害者」に改め、「するため」の下に「その障害の種類、程度等に配慮した」を加え、同条第二項中「心身障害者」を「障害者」に改める。

第十五條を次のように改める。

(雇用の促進等)

第十五條 国及び地方公共団体は、障害者の雇用を促進するため、障害者に適した職種又は職域について障害者の優先雇用の施策を講じなければならない。

2 事業主は、社会連帯の理念に基づき、障害者の雇用に関し、その有する能力を正當に評価し、適当な雇用の場を与えたとともに適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めなければならない。

8 国及び地方公共団体は、障害者を雇用する事業主に対して、障害者の雇用のための経済的負担を軽減し、もつてその雇用の促進及び継続を図るため、障害者が雇用されるのに伴い必要となる施設又は設備の整備等に要する費用の助成

その他必要な施策を講じなければならない。

第十六條中「心身障害者」を「障害者」に、「行なわれ」を「行われ」に改める。

第十七條中「心身障害者」を「障害者」に改める。

第十八條第一項中「及び第三項」を「第十條の第二項及び第四項」に改める。

第十九條第二項中「心身障害者」を「障害者」に、「第十條第一項に規定する用具」を「第十條の第二

第三項に規定する福祉用具」に改める。

第二十條及び第二十一條中「心身障害者」を「障害者」に改める。

第二十二條の見出し中「等」を削り、同条第一項中「心身障害者」を「障害者」に改め、同条第二項を削り、同条の次に次の二條を加える。

(公共的施設の利用)

第二十二條の二 国及び地方公共団体は、自ら設置する官公庁施設、交通施設その他の公共的施設を障害者が円滑に利用できるようにするた

め、当該公共的施設の構造、設備の整備等について配慮しなければならない。

2 交通施設その他の公共的施設を設置する事業者は、社会連帯の理念に基づき、当該公共的施設の構造、設備の整備等について障害者の利用の便宜を図るよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、事業者が設置する交通施設その他の公共的施設の構造、設備の整備等について障害者の利用の便宜を図るための適切な配慮が行われるよう必要な施策を講じなければなら

なければならない。

(情報の利用等)

第二十二條の三 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に情報を利用し、及びその意思を表示でき

るようするため、電気通信及び放送の役務の利用に関する障害者の利便の増進、障害者に

対して情報を提供する施設の整備等が図られるよう必要な施策を講じなければならない。

2 電気通信及び放送の役務の提供を行う事業者は、社会連帯の理念に基づき、当該役務の提供に当たっては、障害者の利用の便宜を図るよう努めなければならない。

第二十三條中「心身障害者及びこれを」を「障害者及び障害者を」に、「心身障害者」を「障害者」に改める。

第二十四條中「心身障害者」を「障害者」に改める。

第二十五條中「心身障害者」を「障害者」に、「行なう」を「行う」に改める。

第二十六條中「心身障害者」を「障害者」に改める。

第三章 障害の予防に関する基本的施策

第二十六條の二 国及び地方公共団体は、障害の原因及び予防に関する調査研究を促進しな

ばならない。

2 国及び地方公共団体は、障害の予防のため、必要な知識の普及、母子保健等の保健対策の強

化、障害の原因となる傷病の早期発見及び早期治療の推進その他必要な施策を講じなければならない。

「第四章 心身障害者対策協議会」を「第四章 障害者施策推進協議会」に改める。

第二十七条の前の見出し及び同条第一項中「中央心身障害者対策協議会」を「中央障害者施策推進協議会」に改め、同条第二項中「の各号」を削り、同項第二号中「心身障害者」を「障害者」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「心身障害者」を「障害者」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 障害者基本計画に関し、第七条の二第四項に規定する事項を処理すること。

第二十八条第二項中「及び学識経験のある者」を「学識経験のある者、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者」に改め、同条第四項中「学識経験のある者」の下に「障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者」を加える。

第三十条を次のように改める。

（地方障害者施策推進協議会）

第三十条 都道府県（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）を含む。以下同じ。）に、地方障害者施策推進協議会を置く。

2 都道府県に置かれる地方障害者施策推進協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 当該都道府県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議すること。

二 当該都道府県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

3 都道府県に置かれる地方障害者施策推進協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

4 市町村（指定都市を除く。）は、当該市町村における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、地方障害者施策推進協議会を置くことができる。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定（「心身障害者対策協議会」を「障害者施策推進協議会」に改める部分に限る。）、第七条の次に一条を加える改正規定、第四章の章名の改正規定、第二十七条の前の見出し並びに同条第一項及び第二項の改正規定、第二十八条第二項及び第四項の改正規定、第三十条の改正規定並びに次項から附則第四項までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

2 第七条の次に一条を加える改正規定の施行の際現に策定されている障害者のための施策に関する国の基本的な計画であつて、障害者の福祉に関する施策及び障害者の予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものは、この法律による改正後の障害者基本法の規定により策定された障害者基本計画とみなす。

（地方自治法の一部改正）

3 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第七中「地方心身障害者対策協議会」を「地方障害者施策推進協議会」に、「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」に、「第三十条第一項」を「第三十条第二項」に、「心身障害者」を「障害者」に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び障害者」に、「連絡調整に関する」を「連絡調整を要する事項の調査審議に関する」に改める。

（総理府設置法の一部改正）

4 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百一十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号の次に次の一号を加える。

二の二 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第七条の二第四項の規定に基づき、障害者のための施策に関する基本的な計画の案を作成すること。

理 由

障害者を取り巻く社会経済情勢の変化等に対応し、障害者の自立と社会参加の一層の促進を図るため、障害者のための施策に関する基本的理念を定めるとともに、障害者の日及び障害者のための施策に関する基本的な計画に関する規定を設けることとするほか、雇用の促進、公共施設の利用、情報の利用その他障害者のための施策の基本となる事項に関する規定、障害者施策推進協議会に関する規定等について所要の改正を行うこと等障害者のための施策を総合的かつ計画的に推進するための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案

右の本院提出案を送付する。

平成五年十一月五日

衆議院議長 土井たか子殿
参議院議長 原文兵衛

保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律

保健婦助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第二百一十三号）の一部を次のように改正する。

第五十九条の次に次の一条を加える。

第五十九条の二 保健士の名称を用いて保健指導に従事することを業とする男子については、この法律中保健婦に関する規定を準用する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に保健婦助産婦看護婦法第十九条第一号又は第二号の規定による指定を受けている学校又は保健婦養成所は、この法律による改正後の第五十九条の二の規定により準用する第十九条第一号又は第二号の規定による指定を受けたものとみなす。

第三条 保健婦助産婦看護婦法第十九条第一号の規定による指定を受けている学校において、この法律の施行の際現に保健士として必要な知識及び技能の修得を終えている者又はこの法律の施行の際現に保健士として必要な知識及び技能を修得中であり、その修得をこの法律の施行後に終えた者は、保健士になるための国家試験を受けることができる。

(登録免許税法の一部改正)

第四条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十三号イ③中「保健婦」の下に「保健士」を加える。

(看護婦等の人材確保の促進に関する法律の一部改正)

第五条 看護婦等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号)の一部を次のように

改正する。

第二条第一項中「保健婦」の下に、「保健士」を加える。

第十二条第三項中「保健婦」の下に、「保健士」を加える。

保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案(参議院提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

一 本案は、我が国における人口の高齢化及び保健指導業務の多様化等に伴い、地域における保健指導の重要性がますます高まり、保健婦の活動領域が一層拡大していること等にかんがみ、男子についても、保健士として保健指導の業務を行うことができるようにするもので、その要旨は次のとおりである。

1 保健士の名称を用いて保健指導に従事することを業とする男子について、保健婦助産婦看護婦法の保健婦に関する規定を準用すること。

2 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行すること。

3 その他所要の経過措置を設けるとともに、関係法律について所要の改正を行うこと。

二 議案の可決理由

地域における保健指導の重要性が増大していること等にかんがみ、男子についても、保健士として保健指導の業務を行うことができるよう

にすることは時宜に適するものと認め、本案は、可決すべきものと議決した。
右報告する。

平成五年十一月九日

厚生委員長 加藤 万吉

衆議院議長 土井たか子殿

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五 東京都港区 虎ノ門二丁目二番四号 大蔵省印刷局
電話	03 (3587) 4294
定 価	本号一部 三〇三円
送料別	(税 送料別)